

新しい総合的かつ基本的な施策に関する専門委員会の運営について（案）

平成19年10月3日
新しい総合的かつ
基本的な施策に
関する専門委員会

1. 専門委員会の開催について
専門委員会の会議は、主査が招集し、開催する。
2. 主査代理について
主査に事故があるとき又は主査が欠けたときは、主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
3. 議事の公開について
 - (1) 専門委員会の議事は公開とする。ただし、主査が必要と認めた場合には、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。
 - (2) 専門委員会の会議資料及び詳細な議事要旨は公開とする。ただし、非公開とした議事に係るものについては、これらを非公開とすることができる。
4. 意見の聴取について
主査が必要と認めるときは、専門委員会に属さない委員及び専門委員、関係行政機関の職員、その他の関係者を専門委員会に招へいし、意見を聴取することができる。
5. その他
上記に定めるもののほか、専門委員会の議事の手続き、その他専門委員会の運営に関し必要な事項は、主査が専門委員会に諮って定める。